

機構を軌道に乗せるための改善策 (平成30年6月更新)

目 次

- I 県基本方針
- II 事業規程
- III 役員名簿
- IV 現場でコーディネートを行う担当者体制
- V 29年度事業計画
- VI 29年度事業報告
- VII 29年度担い手との意見交換の状況
- VIII 30年度事業計画

# I 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

## 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	現在（平成 25 年度）	10 年後（平成 35 年度）
耕地面積 (①) 本県	85,200 ha	78,700 ha
(国の要請面積)		(85,200 ha)
うち担い手が利用する 面積 (②)		
本県の目標	41,220 ha	63,000 ha
(国の要請面積)		(75,828 ha)
○認定農業者	5,943 経営体	6,400 経営体
うち個人	5,619 経営体	5,870 経営体
うち法人	324 経営体	530 経営体
○集落営農組織	351 組織	150 組織
○認定就農者	110 経営体	800 経営体
○その他	252 経営体	0 経営体
②/① 本県の目標	48%	80%
(国の要請目標)		(89%)

※1 本目標については、必要に応じて見直すこととする。

※2 担い手が利用する面積について、本県の目標と国の要請目標を併記する。

※3 本県は、平成35年度に担い手が利用する面積を全耕地面積の80%とすることを目標とする。

※4 また、平成35年度に担い手が利用する面積を全耕地面積の89%とする国の要請目標についても、本県の目標を前倒しして実現し、これに上積みする形で取組むこととする。

※5 その他は、基本構想水準到達者（認定農業者以外で市町村が目標とする所得水準を到達している者）

## 2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

	現在（平成 25 年度）	10 年後（平成 35 年度）
各担い手の利用する団地（連続して作業ができる圃場）の平均面積		平成 26 年度の 2 倍
遊休農地面積	5, 1 4 6 ha	2, 8 6 0 ha
うち 再生可能	2, 9 4 1 ha	1, 8 1 0 ha
うち 再生不能	2, 2 0 5 ha	1, 0 5 0 ha

### 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

(1) 本県では、これまで一貫して担い手への農地集積を進めてきたところである。この農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置づけ、市町村、農業委員会、農業会議、農業協同組合、市町村公社、土地改良事業団体連合会などとの連携を密にして、最大限活用する。

併せて、当機構を活用し、耕作放棄地の減少及び発生抑制に努める。

(2) 各市町村における人・農地プランの作成・見直しと連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。

### 4 農地中間管理事業の実施方法

農地中間管理機構から市町村及びその能力・実績等からみて委託された業務を適切に行えと認められる市町村公社、農業協同組合等に、その同意を得て業務委託を行う。

なお、市町村に農用地利用配分計画の案の作成を求めることとする。

### 5 農地中間管理事業に関する啓発普及

(1) 人・農地プランの作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

(2) 県や各市町村、農業団体等が実施する各種研修会を活用し、農地中間管理事業による担い手への集積・集約化の機運向上を図る。

### 6 県、市町村、農地中間管理機構、及び関係団体等の連携及び協力

農地中間管理事業を有効に活用し、担い手への農地集積を進めることで生産性の向上、競争力の強化を図ることを目的に、県、機構、関係機関・団体で構成する「県農地中間管理事業推進会議」、農林事務所、普及指導センター、市町村、農業団体で構成する「地域推進会議」を設け、密接な連携・協力のもとに事業の推進を図る。

## II 農地中間管理事業規程

### 農地中間管理事業規程

#### 1 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準

- (1) 適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。
- (2) なお、(1)の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

#### 2 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 公益財団法人福岡県農業振興推進機構（以下「機構」という。）は、再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。
- (2) 機構は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。  
こうした事態を避けるためにも、機構は、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集し、募集に応じてもらえるよう、働きかけるものとする。

#### 3 借受希望者の募集等

- (1) 借受希望者の募集は、原則年1回以上行う。  
この他に必要な場合には、追加をして募集を行うことができる。
- (2) 募集の区域は、市町村又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、当該市町村の意見を聞いて決定する。
- (3) 募集に当たっては、当該区域における、
  - ① 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
  - ② 当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）を明確にして募集するものとする。
- (4) 募集に当たっては、
  - ① 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
  - ② 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
  - ③ 借受けを希望する期間
  - ④ 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
  - ⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）等を明確にしてもらうものとする。

- (5) 募集は、インターネットの利用等により行うものとする。
- (6) 地域内に担い手が十分いない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、他地域の法人経営体等に募集を働きかけるものとする。
- (7) 募集に応じた者については、
  - ① その氏名又は名称
  - ② 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
  - ③ 借受けを希望する農用地等の種別、面積
  - ④ 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別等を整理し、インターネットの利用により公表するものとする。
- (8) なお、機構は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第 18 条第 4 項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

#### 4 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法

- (1) 機構は、市町村と連携を密にして
  - ① 各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況
  - ② 特に、当該地域に担い手が十分いるかどうか
  - ③ 当該地域に機構を活用した農地流動化の機運があるかどうか
  - ④ 当該地域の耕作放棄地の現状及び今後の見通し等を把握するとともに、機構を活用した農地流動化の機運の醸成に努めるものとする。
- (2) その上で、機構は、機構に対する貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。
- (3) さらに機構は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
- (4) 具体的な農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。
- (5) 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- (6) 農地中間管理権の期間については、所有者との協議によるものとする。

#### 5 農用地利用配分計画の決定方法（貸付先決定ルール）

- (1) 基本原則
  - 機構は、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。
  - ① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。

- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
  - ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
  - ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。
- (2) 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮
- 担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、
- ① 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
  - ② 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。
- (3) 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮
- ① 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。
  - ② そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
  - ③ ②の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとする。
- (4) (2)・(3)以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合（3の募集に際してその旨明示した地域）
- ① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。（これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。）
  - ② ①の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとし、また、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- (5) (2)・(3)以外の場合で、地域内に十分な担い手がない場合
- ① 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
  - ② 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
  - ③ ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

## (6) 貸付期間

機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

(7) 農用地等の貸付に当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

## 6 賃料の水準等

(1) 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上決定するものとする。

(2) なお、機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

## 7 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除

(1) 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

- ① 農地中間管理権の取得後2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- ② 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(2) なお、解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

## 8 農用地等の利用条件改善業務の実施基準

機構は、当該農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務ができるものとする。

- ① 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- ② 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

## 9 相談又は苦情に応ずるための体制

機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

## 10 市町村等との関係

- (1) 機構は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位である市町村（農業委員会を含む。）や農地流動化に関する実績・能力がある農業協同組合との連携を密にして、業務を推進するものとする。  
とくに、人・農地プランについては、市町村と情報を共有するよう努めるものとする。
- (2) 機構は、原則として全市町村等に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうものとする。
- (3) 機構は、原則として全ての市町村に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。
- (4) 機構は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

## 11 業務委託

- (1) 農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なもの（相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉、出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明等）について、機構は、市町村等に対し、相手の同意を得た上で、県知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- (2) 機構は、(1)の業務について、地域農業再生協議会、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に対し、当該組織の委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、県知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- (3) 賃料の收受・支払、農用地等の管理等の定型的な業務については、競争入札等により、委託コストの削減に努めつつ、県知事の承認を受けて、委託するものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規程は、福岡県知事の認可があった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、福岡県知事の認可のあった日から施行し、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行日から適用する。



役職	氏名	備考	経営の 実践経験	実務経験有りと判断した経歴等
理事長	渡邊 大起	元福岡県八幡農林事務所長		
理事	中野 裕之	福岡県信用農業協同組合連合会理事長	○	経営責任者として県信連を運営管理。
理事	重松 秀行	福岡県農業技術支援課長		
理事	中馬 俊介	福岡県水田農業振興課長		
理事	田村 浩敏	(株) 経営支援センター代表取締役社長	○	株式会社経営者。
理事	佐々木芳幸	集落営農法人代表、施設園芸農家	○	元福岡県認定農業者組織連絡協議会長
理事	倉重 徳也	全農福岡県本部 県本部長	○	経営責任者としてJA全農ふくれんを運営管理。
理事	本村 公則	福岡県農業協同組合中央会専務理事	○	経営責任者として県中央会を運営管理。

#### IV 農地中間管理機構の現地コーディネーター配置状況

農林事務所名	配 置 課
福岡農林事務所	農業振興課内 1名
朝倉農林事務所	農業振興課内 1名
八幡農林事務所	農山村・農業振興課内 1名
飯塚農林事務所	農業振興課内 1名
筑後農林事務所	農業振興課内 1名
行橋農林事務所	農業振興課内 1名

## V 29年度 事業計画

### (1) 農地中間管理事業（貸借）（事業費 500,277 千円）

平成 26 年度から、農地の集団化と集積による担い手育成及び生産性の向上を目的とした「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行され、本事業を実施する法人として、当推進機構が指定されました。

当事業の目的に沿って、農地の集団化、経営規模の拡大を推進するため、「農地中間管理事業」を活用した農地の借入れと、担い手への貸出しに取り組んでいます。

事業実施 4 年目にあたっては、県・市町村・農業委員会・JA・農地集積円滑化団体等と連携を更に強化し、円滑な事業推進を図ります。

#### ① 事業推進に向けた体制の強化等

- 地域推進会議 各地域 3 回開催  
地域や農業者への推進を図るため、市町村等関係機関との連携を強化
- 地域相談会や指導会 各農林単位 2 回開催  
市町村等の委託業務の円滑な推進を図るため農林事務所単位に開催
- 地域推進員による推進活動の強化

#### ② 重点地域の設定による推進

- 県・関係団体と連携し、重点地域を設定し、モデル的に事業を推進

#### ③ 担い手（借り手）の公募と農地配分計画

- 公募の実施 年 2 回 5 月 11 月
- 配分計画策定 年 2 回 8 月 1 月
- 権利の移転 年 2 回 5 月 1 日（又は 6 月 10 日） 11 月 1 日

#### ④ 平成 29 年度貸借計画

##### ○新規貸借

	件数 (件)	面積 (ha)
借入れ	1,650	1,500
貸出し	200	1,500

#### ⑤ 業務の委託

- 農業者や担い手の意向把握や事業推進、農地配分計画（案）作成等
  - 55 市町村、JA・円滑化団体等
- 一時借入地の管理委託
  - 予定 120ha

#### ⑥ ほ場の条件整備

- 借入地の簡易なほ場整備及び遊休農地解消対策は、「農地耕作条件改善事業」や「耕作放棄地再生利用対策交付金」の活用について、関係機関と連携し対応します。

#### ⑦ 事業推進研修会等の開催

- 市町村・JA 等担当者への情報提供
- 事業活用事例の研修 等  
年間 1 回 (2 月)

#### ⑧ 農地中間管理事業評価委員会の開催

- 年間 2 回開催 6 月 12 月

## VI 29年度 事業報告

### (1) 農地中間管理事業(貸借) (事業費 550,203 千円)

農地の集団化、経営規模の拡大を推進するため、「農地中間管理事業」を活用した「農地中間管理権」による農地の借入と、公募対象者(担い手)への貸出しを行った。

- 「推進会議」を中心に、県の水田農業振興課をはじめ、農林事務所、普及指導センターと連携し、市町村・農業委員会・JA等への事業推進を実施した。また、農業者への周知と貸出し希望者の掘り起し、利用配分計画案の作成などの業務について、市町村等と「委託契約」を行った。(51市町村)
- 「担い手の公募」については、2回実施し、利用配分面積は事業計画(目標)1,500haに対し、1,047haとなり達成率は69.8%となった。

#### 1 推進体制

県内6農林事務所に地域推進員を配置するとともに、県(水田農業振興課)と連携し、県域及び地域の「推進会議」を通じて事業の推進及び関係機関への周知を行った。

##### ○県域推進会議

構成：県関係課・JA中央会・県農業会議・県土改連・推進機構  
開催：1回 (1/30)

##### ○地域推進会議(福岡、朝倉、八幡、飯塚、筑後、行橋)

構成：農林事務所・普及センター・市町村・農業委員会・JA・機構  
開催：各農林管内3回 (4/24~4/27 8/28~9/7 2/1~2/7)

#### 2 事業の推進

- 各市町村首長への事業推進(H29.11.27~30.1.24 12市町)
- 市町村・農業委員会・JA等との検討会や説明会 延 1187回
- 地域や営農組織・農業者等への説明会(機構参加分) 延 193回
- 重点地域の設定と推進  
県及び関係団体と連携し57地区を設定

#### 3 業務の委託

- 地域における窓口業務等について市町村等と委託契約を締結
  - ・業務委託契約市町村 51市町村
  - ・業務委託契約JA等 8JA等

#### 4 担い手の公募と配分結果

公募	公募期日	応募者数 (経営体数)	希望面積 (ha)	配分者数 (経営体数)	配分面積 (ha)	筆 数 (筆)	権利移動日
第1回	H29.5.1 ～ H29.5.31	213	1,295.1ha	121	774ha	4,666	H29.11.1
第2回	H29.11.1 ～ H29.11.30	227	667.9ha	161	273ha	1,912	H30.5.1 又は 6.10
利用配分面積計(見込み)					1,047 h a		

## Ⅶ 29年度担い手農家との意見交換実績

平成29年4月～30年3月

時期	担い手農業者等	参集者(人)	場所
5月23日	JA南筑後果樹担い手農家 県、市、JA、機構	11	みやま市
5月23日	築上町農業委員会 県、市、JA、機構	45	築上町
7月10日	福智町農業委員会 市、機構	20	福智町
8月4日	遠賀、中間集落リーダー 県、市、JA、機構	45	岡垣町
8月10日	飯塚市農業委員会 市、機構	19	飯塚市
8月29日	大牟田市農業委員会 県、市、JA、機構	21	大牟田市
8月30日	県内集落組織リーダー 県、市、JA、機構	150	福岡市
9月11日	田川市農業委員会 市、機構	22	田川市
9月26日	JA南筑後柑橘担い手農家 国、県、市、JA、機構	27	みやま市
9月26日	糸島市一貴山担い手農家 県、市、JA、機構	10	糸島市
10月29日	嘉麻市農業法人 県、市、JA、機構	40	嘉麻市
11月1日	福岡市農業法人 JA、機構	6	福岡市
11月1日	飯塚市農業法人 県、市、JA、機構	8	飯塚市
11月8日	八女市黒木茶法人 県、市、機構	8	八女市
11月13日	糸島市担い手組織リーダー 県、市、JA、機構	79	糸島市
11月15日	八女市黒木茶法人 県、市、機構	19	八女市
11月27日	うきは市農業法人代表者 県、市、JA、機構	13	うきは市
12月13日	八女市茶法人 県、市、機構	13	八女市
12月21日	久留米市農業委員会 県、市、機構	61	久留米市
1月31日	飯塚地域水田農業担い手農家 県、市、JA、機構	64	飯塚市
1月10日	川崎町農業委員会 県、市、JA、機構	21	川崎町
2月9日	中間市農業委員会 市、機構	23	中間市

時期	担い手農業者等	参集者(人)	場所
2月19日	糸島市担い手農家 市、機構	26	糸島市
2月23日	福岡市西区担い手農家 県、市、JA、機構	30	福岡市
3月7日	JA宗像・粕屋果樹担い手農家 県、市、JA、機構	13	宗像市
3月20日	うきは市農業委員会 県、市、JA、機構	15	うきは市
3月26日	岡垣町農業委員会 県、市、JA、機構	13	岡垣町
	合計	870	28

### ○主な意見

- ・契約相手が機構になるが、契約期間の途中で解約できるのか。
- ・出し手に対する協力金の要件はあるのか。
- ・中山間地対策が疎かになっていないか。
- ・耕作放棄地を借りたいという人がいるが、機構では借らないといわれた。法律上おかしい。
- ・賃料の金額は機構で決めるのか
- ・賃料0円で契約したいがどうすれば良いか。
- ・利用権設定に対し市の補助が出ているが、解約したら返還の義務があるのか
- ・基盤整備面積要件が厳しい。平坦地で10ha規模のまとまりがある地区はない。
- ・農地耕作条件改善事業は、受益地すべてを機構に預けることが要件か
- ・集落営農組織のままでは中間管理事業を利用できないのか。
- ・賃料は変えられないと聞いているが、米価が下がった場合、下げられるのか。
- ・新しい土地改良事業は本当に農家の負担はないのか。
- ・経営転換協力金交付要件において農業経営をやめるときは、農業機械を処分する必要があるか。
- ・利用権設定期間はどうすれば良いのか。
- ・契約期間に農地の売買などが生じた場合はどうすれば良いのか。
- ・地域集積協力金の使い方を再確認したい。
- ・途中で農地を売買することになった時の手続きは、どうすれば良いのか。

### ○意見を踏まえた改善点

- ・中途解約については、やむを得ない事情があり、借り手が了承すれば解約できる。
- ・協力金は、1年間の自作地要件と非担い手から担い手に貸す要件がある。
- ・中山間地について、機構関連基盤整備事業では5haに面積要件が緩和されている。  
基盤整備を行わなければ、受け手も出てこない。推進に努力する。"
- ・法律第八条で機構は「農地中間管理事業規程」を定めるとあり、その中で遊休農地など、

農用地等として利用がすることができない農用地等について農地中間管理権を取得しない基準を設けている。

- ・ 利用料金については、地域の合意で決めている。
- ・ 賃料について、使用貸借もできるので、賃料は発生しない。
- ・ 市の補助金は、機構に預ければ返還の義務はない。
- ・ 機構関連基盤整備事業は、面積要件は厳しいが、50a～100aの団地を10ヶ所作る事で出来る。
- ・ 農地耕作条件整備事業は、受益地の一部が機構に預けていれば事業ができる
- ・ 集落営農組織は、法人にならなければ利用できない。
- ・ 米価が下がった場合は、賃料下げられる。ただし、地域全体の取組になることや、出し手の同意があること。
- ・ 機構関連基盤整備事業は、農家の負担はない。国が、国（50%）の負担にプラスして農家負担（12.5%）を持つ。ただし、県（30%）、市（7.5%）の負担（予算化）が必要。
- ・ 経営転換協力金の要件には、機械の処分は必須ではない。
- ・ 利用権設定期間は、みんなの協議で決定できるが、茶は永年作物なのでできるだけ長くお願いする。
- ・ 現在利用権設定している農地は、5年契約で6月1日開始が多い。合意解約が必要な案件が出てくる。
- ・ 地域集積協力金の使い方は地域の判断。
- ・ 契約途中で売買する時は、合意解約ができる。



## VIII 30年度事業計画

### (1) 農地中間管理事業（貸借）（事業費 739,342 千円）

平成 26 年度から、農地の集団化と集積による担い手育成及び生産性の向上を目的とした「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行され本事業を実施しています。

当事業の目的に沿って、農地の集団化、経営規模の拡大を推進するため、「農地中間管理事業」を活用した農地の借入れと、担い手への貸出しに取り組みます。

事業実施 5 年目にあたっては、県・市町村・農業委員会・JA・農地集積円滑化団体等と連携を更に強化し、円滑な事業推進を図ります。

#### ① 事業推進体制等

##### ○ 県域推進会議 2 回開催

事業の円滑な実施のため、関係機関との情報の共有化と連携を強化

##### ○ 地域推進会議 各地域 3 回開催

地域や農業者への推進を図るため、市町村等関係機関との連携を強化

##### ○ 地域相談会や指導会 各農林単位 2 回開催

市町村等の委託業務の円滑な推進を図るため農林事務所単位に開催

##### ○ 地域推進員と農業委員会の連携強化

#### ② 重点地域の設定による推進

○ 県・関係団体と連携し、重点地域を設定し、モデル的に事業を推進

#### ③ 担い手（借り手）の公募と農地配分計画

○ 公募の実施 年 2 回 5 月 1 1 月

○ 配分計画策定 年 2 回 8 月 1 月

○ 権利の移転 年 2 回 5 月 1 日（又は 6 月 1 0 日） 1 1 月 1 日

○ 権利移転の弾力的運用

#### ④ 平成 3 0 年度貸借計画

##### ○ 新規貸借

	件数（件）	面積（ha）
借入れ	1,650	1,500
貸出し	200	1,500

⑤ 業務の委託

○農業者や担い手の意向把握や事業推進、農地配分計画（案）作成等

● 55 市町村、J A・円滑化団体等

○一時借入地の管理委託

● 予定 60ha

⑥ ほ場の条件整備

○ 借入地の基盤整備については、「機構関連事業」、簡易なほ場整備・暗渠排水及び遊休農地解消対策は、「農地耕作条件改善事業」や「荒廃農地等利用促進交付金」の活用について、関係機関と連携し対応します。

⑦ 事業推進研修会等の開催

○市町村・J A等担当者への情報提供

○事業活用事例の研修 等

年間1回（2月）

⑧ 農地中間管理事業評価委員会の開催

○年間2回開催 6月 12月